

(証券コード9966)
平成29年9月5日

株 主 各 位

名古屋市名東区高社一丁目210番地

藤 久 株 式 会 社

代表取締役社長 後 藤 薫 徳

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年9月26日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年9月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市名東区藤里町1601番地
サンプラザシーズンズ2階 藤の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第57期（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）事業報告、計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）更新の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.fujikyu-corp.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成28年7月1日から  
平成29年6月30日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度における国内景気情勢は、企業収益の好転を背景に、雇用・所得環境も改善傾向となるなど、緩やかな回復基調となりましたものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動が世界経済全体を下押しするリスクが残り、先行きの不透明感は強いままで推移しました。

手芸・服飾品業界におきましては、業種や業態の垣根を越えた企業間競争が継続するなか、消費者の低価格志向や節約志向は根強く、依然として厳しい経営環境となりました。

このような情勢のもとで、当社では、既存店の立て直しを最重要課題とし、出退店の抑制、組織強化、「教えること」の強化などに取り組んでまいりましたが、既存店売上高を回復させるには至りませんでした。

(店舗販売部門)

新規出店では、「クラフトハートトーカイ」16店舗、新業態の「キャランキャラン」1店舗及び「サントレーム」1店舗の合計18店舗を開設しました。一方、退店では「クラフトハートトーカイ」14店舗、「クラフトパーク」4店舗及び「サントレーム」7店舗の合計25店舗を閉鎖しました。この結果、当事業年度末の総店舗数は489店舗となりました。

手芸専門店では、ビーズ及びUVレジン関連商品の販売を強化するため、それらの商品群を地域最大級に取り揃えた「ビーズスタジオ」を17店舗に導入しました。また、「教えること」の新たな展開として、「クライ・ムキ式ソーイングスクール」231店舗に加え、ニットデザイナー岡本啓子氏の監修による編み物教室「岡本啓子ニットスタジオ」を33店舗、手ぬいソーイングの第一人者で、テレビ出演も多い高橋恵美子氏監修による「高橋恵美子のやさしい手ぬい教室」を5店舗に開講しました。生活雑貨専門店では、ギフト提案の強化やコンセプトショップの開発に取り組みましたほか、キャラクター商品の拡充や美容・健康をターゲットとした商品の展開を推進しました。商品区分別売上高では、糸糸は前事業年度を上回りましたものの、他の商品区分が前事業年度を下回りました。これらの結果、当部門の売上高は、201億73百万円(前事業年度比1.9%減)となりました。

(通信販売部門)

ネット通販サイトでは、出店先電子モールの大型イベント開催時期に合わせて販促を強化し、売上げの増大を図るとともに、店舗販売部門と連携し、店舗会員に向けて積極的なアプローチを推し進めました。また、若年層の利用頻度が高い電子モールへも出店するなど、販路の拡大を図りました。商品区分別売上高では、毛糸、手芸用品、生地及び和洋裁服飾品は前事業年度を上回りましたものの、衣料品及び生活雑貨が前事業年度を下回りました。これらの結果、当部門の売上高は11億72百万円（前事業年度比1.6%減）となりました。

(その他の部門)

当部門の内容は不動産賃貸であり、売上高は41百万円（前事業年度比7.4%減）となりました。

以上の結果、営業成績につきましては、売上高は213億87百万円（前事業年度比1.9%減）となり、利益面では、販管費の使用を抑制しましたものの営業損失は4百万円（前事業年度は2億72百万円の営業利益）、経常利益は5百万円（前事業年度比98.0%減）となりました。店舗業績の悪化に伴う減損損失（2億88百万円）及び繰延税金資産の取崩しによる法人税等調整額（82百万円）などを計上し、当期純損失は5億20百万円（前事業年度は55百万円の当期純損失）となりました。

## (2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (3) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資は、店舗販売部門における18店舗の新規開設を中心に行いました。その主なものは、新規出店の店舗設備2億26百万円、既存店の改装等1億60百万円による有形固定資産の取得のほか、情報システム関連24百万円であります。その結果、設備投資の総額は4億22百万円となりました。

なお、上記設備投資額のほか、新規出店に係る差入保証金61百万円と長期前払費用13百万円を支出しております。

## (4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分        | 第54期<br>(平成26年6月期) | 第55期<br>(平成27年6月期) | 第56期<br>(平成28年6月期) | 第57期<br>(当事業年度)<br>(平成29年6月期) |
|------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(百万円)   | 22,042             | 22,123             | 21,800             | 21,387                        |
| 経常利益(百万円)  | 566                | 685                | 281                | 5                             |
| 当期純利益(百万円) | 137                | 280                | △55                | △520                          |
| 1株当たり当期純利益 | 32円66銭             | 66円78銭             | △13円09銭            | △123円72銭                      |
| 総資産(百万円)   | 16,991             | 16,719             | 16,496             | 15,904                        |
| 純資産(百万円)   | 12,269             | 12,427             | 12,206             | 11,634                        |
| 1株当たり純資産額  | 2,917円99銭          | 2,955円68銭          | 2,902円98銭          | 2,766円96銭                     |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。  
2. △は損失を示しております。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (6) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、政府・日銀の政策効果による企業収益の改善を背景に、雇用・所得環境も改善傾向が続き、国内景気は緩やかに回復していくことが期待できます。しかしながら、海外経済の不確実性や金融市場の変動が国内景気に悪影響を及ぼす可能性が残り、企業にとっては厳しい経営環境が続くものと思われまます。

このような状況のもと、当社では、「教えること」を中心とした施策による市場の拡大、専門店色を強く打ち出す「ビーズスタジオ」業態の確立、「独創的商品企画の探究」などの戦略を徹底し、既存店売上高の回復を図ってまいります。また、店舗とECの相乗効果を高め、競合他社との差別化を図ってまいります。

店舗運営面につきましては、組織の再編成により本部と店舗の連携を強め、各種施策や指導が浸透しやすい体制を構築いたします。手芸専門店では、「ビーズスタジオ」や講習会・教室専用スペース「クラフト工房」を併設する総合型店舗の増設に加え、大型店及び地域一番店を目指した強化店舗の改装を推し進めてまいります。また、これまで展開をしてきた「クライ・ムキ式ソーイングスクール」、「岡本啓子ニットスタジオ」及び「高橋恵美子のやさしい手ぬい教室」と同様に、手づくりの各分野における第一人者が監修するカリキュラム講習会の新規開発と育成に取り組み、結果を追求してまいります。生活雑貨専門店では、効果の高い販促を計画的に実施するほか、ターゲット年齢層を絞ったコンセプトショップの展開を推し進めてまいります。商品面では、「和の総合提案」、「アニマル提案」、「くまのがっこう」、「美容・健康」、「簡単インテリア」など前事業年度に好調であったテーマを継続して強化するほか、メディアでの注目が期待できる商品群の拡充を図ります。

通信販売部門につきましては、手芸用品通販では、手編み糸やUVレジン、ミシンなどでオリジナル商品を拡充し、他の通販サイトとの差別化を図るほか、介護レクリエーション分野への取り組みも強化拡充してまいります。生活雑貨通販では、カタログの発刊部数や発刊時期の最適化を図るほか、出店先電子モールが実施する大型イベントに合わせて販促強化するなど、効率的な販促を行い、売上高の増大と利益の確保を推し進めてまいります。

当社では、これらの重点施策の実施により、一層の業績向上と業容の拡大に努めてまいる所存であります。

株主の皆様には、今後ともなお一層のご支援、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（平成29年6月30日現在）

当社は、手芸用品・衣料品及び服飾品その他関連する生活雑貨等の企画・販売を主要業務とし、主に手芸専門店及び生活雑貨専門店をチェーン展開するほか、インターネット等を媒体とする通信販売も行っております。

| 部門区分   | 業態                                                                                                                                      |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 店舗販売部門 | 手芸専門店：クラフトハートトーカイ、クラフトワールド、クラフトパーク、クラフトループ、キャランキャラン<br>生活雑貨専門店：サントレーム                                                                   |
| 通信販売部門 | ネット媒体：クラフトハートトーカイ（ドットコム）<br>シュゲール（ドットコム、楽天店、ヤフー店、アマゾン店）<br>サントレーム（ドットコム、楽天店、ヤフー店）<br>ジャストパートナー（ドットネット、楽天店、ヤフー店）<br>DM媒体：シュゲール、ジャストパートナー |
| その他の部門 | 不動産賃貸                                                                                                                                   |

(8) 主要な営業所及び店舗（平成29年6月30日現在）

本社 名古屋市名東区

第2ビル 名古屋市名東区

店舗 489店舗（手芸専門店467店舗、生活雑貨専門店22店舗）  
北海道14店舗、東北41店舗、関東136店舗、中部147店舗、  
近畿63店舗、中国34店舗、四国13店舗、九州41店舗

(9) 従業員の状況（平成29年6月30日現在）

| 当事業年度末従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 239名       | 6名減       | 38.9歳 | 13.6年  |

(注) 従業員数は就業員数であり、嘱託119名及び臨時雇員（パートタイマー等）の期中平均人員1,311名（1人1カ月170時間勤務換算）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成29年6月30日現在）

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成29年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株  
 ② 発行済株式の総数 4,205,000株（うち自己株式364株）  
 ③ 株主数 6,918名  
 ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                     | 持 株 数     | 持 株 比 率    |
|---------------------------|-----------|------------|
| 後 藤 薫 徳                   | 千株<br>845 | %<br>20.11 |
| G O T O 株 式 会 社           | 844       | 20.07      |
| 藤 久 取 引 先 持 株 会           | 265       | 6.31       |
| 藤 久 従 業 員 持 株 会           | 168       | 4.00       |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 123       | 2.93       |
| 後 藤 正 己                   | 100       | 2.38       |
| 中 野 置 瀬 子                 | 85        | 2.02       |
| 株 式 会 社 名 古 屋 銀 行         | 57        | 1.37       |
| 株 式 会 社 愛 知 銀 行           | 57        | 1.37       |
| 第 一 生 命 保 険 株 式 会 社       | 36        | 0.86       |

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年6月30日現在）

| 氏名     | 地位及び担当        | 重要な兼職の状況                                                                     |
|--------|---------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 後藤 薫 徳 | 代表取締役社長       |                                                                              |
| 齋藤 修   | 専務取締役（事業本部長）  |                                                                              |
| 伊藤 伸一郎 | 取締役（事業本部商品部長） |                                                                              |
| 太田 英俊  | 取締役（事業本部運営部長） |                                                                              |
| 岩田 基義  | 取締役（事業本部通販部長） |                                                                              |
| 樹 神雄二  | 取締役（総務部長）     |                                                                              |
| 木浦 潮   | 取締役（情報システム部長） |                                                                              |
| 飯田 利彦  | 取締役（経理部長）     |                                                                              |
| 柘植 里恵  | 取締役           | 公認会計士 柘植公認会計士事務所所長<br>(株)ラ・ヴィーダプランニング代表取締役<br>愛三工業(株) 社外取締役<br>ホシザキ(株) 社外取締役 |
| 小川 洋子  | 取締役           | 弁護士 太田・渡辺法律事務所                                                               |
| 尾関 哲夫  | 常勤監査役         | 税理士 尾関哲夫税理士事務所所長                                                             |
| 伊藤 倫文  | 監査役           | 弁護士 伊藤倫文法律事務所所長                                                              |
| 林 孝雄   | 監査役           |                                                                              |
| 坂野 郁夫  | 監査役           |                                                                              |

- (注) 1. 取締役柘植里恵氏及び小川洋子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役尾関哲夫氏、伊藤倫文氏、林孝雄氏及び坂野郁夫氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役尾関哲夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役柘植里恵氏、小川洋子氏及び監査役伊藤倫文氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に定める独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。



## (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                | 支 給 人 員     | 報 酬 等 の 総 額       |
|--------------------|-------------|-------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 10名<br>(2名) | 98百万円<br>(4百万円)   |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(4名)  | 13百万円<br>(13百万円)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 14名<br>(6名) | 111百万円<br>(18百万円) |

- (注) 1. 上記には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成27年9月25日開催の第55期定時株主総会決議において年額2億500万円以内（うち社外取締役分は年額200万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成5年9月28日開催の第33期定時株主総会決議において年額300万円以内と決議いただいております。
4. 報酬等の総額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額150万円（取締役10名150万円、監査役1名0万円）を含めております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

| 区 分   | 氏 名     | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                | 当 社 と の 関 係                                              |
|-------|---------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 柘 植 里 恵 | 柘植公認会計士事務所所長<br>㈱ラ・ヴィーダブランニング代表取締役<br>愛三工業㈱社外取締役<br>ホシザキ㈱社外取締役 | 取引関係はありません。<br>取引関係はありません。<br>取引関係はありません。<br>取引関係はありません。 |
| 取 締 役 | 小 川 洋 子 | 太田・渡辺法律事務所                                                     | 取引関係はありません。                                              |
| 監 査 役 | 尾 関 哲 夫 | 尾関哲夫税理士事務所所長                                                   | 取引関係はありません。                                              |
| 監 査 役 | 伊 藤 倫 文 | 伊藤倫文法律事務所所長                                                    | 取引関係はありません。                                              |

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                       |
|-------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 柘 植 里 恵 | 当事業年度開催の取締役会16回すべてに出席、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                                      |
| 取 締 役 | 小 川 洋 子 | 当事業年度開催の取締役会16回すべてに出席、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                                      |
| 監 査 役 | 尾 関 哲 夫 | 当事業年度開催の取締役会16回すべてに出席、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。監査役会14回すべてに出席し、業務の適正化の観点から発言を行っております。 |
| 監 査 役 | 伊 藤 倫 文 | 当事業年度開催の取締役会16回すべてに出席、また、監査役会14回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。               |
| 監 査 役 | 林 孝 雄   | 当事業年度開催の取締役会16回すべてに出席、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。監査役会14回すべてに出席し、業務の適正化の観点から発言を行っております。 |
| 監 査 役 | 坂 野 郁 夫 | 当事業年度開催の取締役会16回すべてに出席、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。監査役会14回すべてに出席し、業務の適正化の観点から発言を行っております。 |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                | 支 払 額    |
|--------------------------------|----------|
| 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額        | 24,500千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,500千円 |

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査の内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の基本方針を取締役会において決議し、体制の整備に努めております。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ当社の社会的責任及び企業倫理の維持を図るため、「藤久の行動規範」を定め、周知徹底しております。

取締役会は、法令及び定款に照らし、「取締役会規則」その他関連規程に基づいて取締役の職務の執行を監督し、監査役及び監査役会は、「監査役会規則」「監査役監査基準」に基づいて取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを独立した立場から監査しております。

内部監査室は、「内部監査規程」その他関連規程に基づいて社内各部署の業務が法令及び定款、社内諸規程その他各管理マニュアル等に従い、適正かつ有効に執行されているかを監査しております。

「コンプライアンス・マニュアル」及び「内部公益通報保護規程」の整備により、コンプライアンス体制の構築及び運用を行い、コンプライアンス委員会の設置、また、教育・研修等の実施により、コンプライアンスの知識を高めるとともに、尊重する意識向上を図っております。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした態度で臨み、取引関係を持たないことを行動規範に定めるとともに、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づいて管理を徹底しております。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、「稟議規程」「文書管理規程」「情報システム管理規程」「個人情報保護マニュアル」など、情報管理に係る社内規程に従い適切な管理・保存の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行います。また、電磁的記録については、IT技術の高度化に伴う漏洩リスクに対し十分なセキュリティ体制を整備し、継続的に強化・改善を図っております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスクの管理規程を制定し、同規程に沿ったリスク管理体制の整備により、緊急事態が発生した場合は、リスク対策会議を設置して迅速な対応を行い、被害拡大防止や損害・損失の最小化と早期復旧を図ります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため随時臨時取締役会を開催するものとし、経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、事前に幹部会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとしております。

当社の業績管理に資する財務データについては、ITを活用したシステムにより速やかに取締役に提供しており、一層の精度及び迅速化のための改善を図っております。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、現在、監査役の職務を補助する従業員はおりませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で配置することといたします。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号に基づき、監査役を補助すべき従業員を置いた場合には、その任命・異動等人事権に係る事項の決定については、監査役会の事前の同意を得るとともに、当該従業員は当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性を確保できる体制としております。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な意思決定及び職務執行状況が報告される会議へ出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員から説明を求めております。

⑧ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「内部公益通報保護規程」を定めており、監査役への報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない体制としております。

⑨ 監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に関する事項

当社は、監査役もしくは監査役会が、その職務の執行について生じる費用の前払又は償還等を請求したときは、当該監査役又は監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することといたします。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役（会）は、内部監査室及び会計監査人とは必要に応じて相互の情報交換や意見交換を行うなど、連携を密にして監査の実効性並びに効率性を高めております。

内部監査室による社内業務監査の結果については、代表取締役社長及び常勤監査役が出席する監査報告会において報告するなど、監査役監査との連携を図っております。また、会計監査人による監査結果につきましては報告を受け、意見を交換しております。

(2) 会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を、定期的に取り締役会に報告し、必要に応じて見直しをする体制を整えております。

当事業年度におきましては、内部統制監査及び業務監査を実施し、取締役会に報告いたしました。「内部統制システム構築の基本方針」につきましては、平成29年6月15日開催の取締役会で、一部改定を決議いたしました。また、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的に、コンプライアンス委員会並びに顧問弁護士等を講師とした法律研修会を定期的で開催しております。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の方針は次のとおりであります。

#### ① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。公開会社である当社の株券等については、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量買付行為があった場合、これに応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近時わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為を強行する動きが見受けられます。こうした大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が当該行為に係る提案内容や対象会社の取締役会からの代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、さらに対象会社の取締役会が大量買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために大量買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社としては、このような当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の向上に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えており、このような者が現れた場合には、必要かつ相当な対抗手段を講じることが、必要であると考えます。

#### ② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現によって、株主及び投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、上記①の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

この取組みは、下記イ.の当社の企業価値の源泉を十分に理解したうえで策定されており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるべく十分に検討されたものであります。したがって、この取組みは、上記①の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

#### イ. 企業価値の源泉について

当社の企業価値の源泉は、当社が独自に考案・構築した店舗運営を支援する次の仕組みであります。

すなわち、顧客ニーズの把握と新たな創出を可能とする自社企画開発力、地域社会に密着した着実な営業展開に取り組んでいる路面店舗及び商業施設へのインショップ型店舗、販売委託制オーナーシステムによる出店地域在住の加盟者との共存共栄体制による地域密着型店舗販売業務の実現、E O S（電子式補充発注システム）オンラインシステムによる店舗・お取引先様・本社・物流センター（外部委託業者）のネットワークを形成する当社独自の物流システムの構築、柔軟性・拡張性に優れたITシステムの運用が、当社の企業価値の源泉となっております。

そして、これらの企業価値の源泉を支えるのは、高付加価値を醸成する商品調達や商品企画・開発、店舗開発、ストアオペレーションの従事者及び手芸専門講師等のほか、オーナーシステム店舗オーナー等の人材であり、企業価値は、経営理念「信用」を基礎としたお客様、お取引先様、株主の皆様、従業員、地域社会のいずれからも信用され、その信用を維持することから創出され、これらが最大の企業価値の源泉であります。

#### ロ. 企業価値向上への取組みについて

当社は、創立当時から多様な手芸用品を中心とした「ヒト」と「モノ」との関係を常に探求しております。手芸・クラフトは、単に趣味の領域にとどまらず、生きがいづくり、簡単な手芸・クラフトの作品づくりが作業療法となり、手先を使い、手順を考えることで脳の活性化を意識して作品づくりを行うことなど、学ぶ・作る・身につける・飾る・贈るというライフスタイルを重視した心豊かな暮らしとともに、全国店舗展開による地域社会への貢献に取り組んでおり、以下の方針のもと、一層の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保・向上にまい進していく所存であります。

- a. 店舗販売事業における手芸専門店においては、講習会の開催により受講者が手芸・クラフトの楽しさを享受され、その完成した作品については当社独自に開催する展示会への出品、手芸専門書籍及びWeb上の手芸作品投稿サイト「クラフトカフェ」への掲載など、より多くの人々に周知する機会を提供することにより、「手芸の作る喜びと感動」を実感していただくといった活動を通じて、手づくり文化の伝承とさらなる手づくりファンの増加を図っております。



- b. 店舗販売事業における手芸専門店の店舗内においては、作品を作る技術を学びたい、手づくりのものを身につけて楽しみたい、プレゼントして喜びを共有したいという目的を達成すること、多くの方に洋裁や手芸に興味をもっていただき、洋裁を普及させることを目的にソーイングスクールも開講しております。「かんたん！きれい！おしゃれ！」をコンセプトとして、ニット生地を使ってロックミシンで自分に合った洋服を作る教室で、店舗規模に応じたスペースに専用のミシンを配置し運営しており、「教えること」による売上の向上を図っております。また、生活雑貨専門店については、時季に応じた提案力を高めるとともに、商品力の強化・拡充を推進するため、品揃えや商品調達におきまして自社企画商品の拡充を推し進め、商品の付加価値の向上を目指しております。
- c. 通信販売事業につきましては、専門カタログによる販売に加え、Webサイト上の店舗について認知度を高めるとともに、取扱商品の充実を図り、店舗で販売していない趣味性の高い商品や無店舗販売の特徴である自宅までのお届けなど、商品力と利便性の向上によってお客様の購買意欲を高めております。
- なお、通信販売と店舗販売との業態間において、取扱商品の企画・開発について連携を図ることにより、双方の効率化と相乗効果を発揮することが可能となります。
- d. 当社は、これまで全都道府県への店舗の展開により、事業の拡大を図ってまいりました。今後も、エリア特性に合わせたドミナントエリア形成によって経営効率を高めるとともに、新たな事業基盤確立のためのコミュニケーション・チャンネル、販売チャンネルの多様化を検討し、実現へ向けてチャレンジしてまいります。
- ハ. コーポレート・ガバナンスの取組みについて

当社のコーポレート・ガバナンスについては、企業価値を継続的に向上させるとともに、「コンプライアンス・マニュアル」の整備並びにコンプライアンス委員会の設置により法令遵守並びに企業倫理の重要性を認識し、株主の皆様、お客様、お取引先様、従業員、地域社会等のステークホルダーの皆様からの信頼を一層高めるべく、経営判断の迅速化、経営の透明性及び公正性の観点から、経営上の組織整備や経営陣に対する監視機能の充実を重要課題として取り組んでおります。

当社は、月1回開催する取締役会による経営に関する重要事項の決定と各部門の業務執行の監督、月1回の定例開催に加え随時必要に応じて開催する幹部会による情報の共有化、意思決定の迅速化を図っております。監査役につきましては4名全員を社外監査役とし、より独立した立場から取締役の意思決定及び職務執行を監視できる体制を整えております。

また、社長直轄の内部監査部門として内部監査室を設置し、各部署の業務プロセスやコンプライアンス、リスク管理の状況等について、社内業務監査を実施して適正性等の検証を行い、その結果を社長に報告するほか、常勤監査役も出席する監査報告会で報告し、監査情報の共有を図っております。

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」について、取締役会において決議しております。これに基づき、当社として業務の適正を確保する内部統制システムの整備を継続的に推し進めております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社といたしましては、大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様適切にご判断いただき、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社取締役会は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、平成26年8月7日開催の取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の具体的な内容（以下「本プラン」といいます。）を決定し、平成26年9月26日開催の当社第54期定時株主総会において、株主の皆様より承認、可決されました（なお、本プランは平成23年9月29日開催の当社第51期定時株主総会において、株主の皆様より承認、可決された当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の有効期間満了に伴い、その内容を修正のうえ更新したものであります。）。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めており、その概要は以下のとおりであります（本プランの詳細につきましては、当社のホームページ（<http://fujikyucorp.co.jp/>）で公表しております平成26年8月7日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針の改定及び当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新に関するお

知らせ」をご参照ください。)

#### イ. 本プランの概要

本プランは、大量買付行為が行われる場合に、当該大量買付行為を行い、または行おうとする者に対し、事前に当該大量買付行為の内容の検討に必要な情報の提供を求め、当該大量買付行為についての情報の収集及び検討のための一定の期間を確保したうえで、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示するなどの対応を行うための手続を定めております。

#### ロ. 新株予約権無償割当て等の対抗措置

本プランは、大量買付者に対して当該所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様へ無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様へ当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

#### ハ. 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、並びに本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

## 二. 情報開示

当社は、本プランに従い、大量買付行為があった事実、大量買付者から十分な情報が提供された事実、独立委員会の判断の概要、対抗措置の発動または不発動の決定の概要、対抗措置の発動に関する事項その他の事項について、株主の皆様に対し、適時かつ適切に情報開示を行います。

- ④ 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

本プランは、以下の理由により、上記①の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

- イ. 買収防衛策に関する指針（経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」）の要件等を完全に充足していること
- ロ. 企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として更新されていること
- ハ. 株主意思を重視するものであること
- ニ. 独立性の高い社外者（独立委員会）の判断を重視していること
- ホ. 対抗措置発動に係る合理的な客観的要件を設定していること
- ヘ. 独立した地位にある第三者専門家の助言を取得できること
- ト. デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

## (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、全国展開する店舗網の拡充・強化により、継続的な事業の拡大と経営基盤の確立を目指すため、キャッシュ・フローを重視したローコスト経営の推進で収益力の向上に努めるとともに、長期的な視点で健全な財務体質の維持・強化を図るほか、利益配分につきましては収益の状況や配当性向を総合的に勘案したうえ、利益還元を行うこととしております。

当事業年度の期末配当は、1株当たり10円とさせていただきます予定であります。これにより、中間配当と合わせた年間配当金は1株当たり20円となる予定であります。

---

(注) 本事業報告に記載しております金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(平成29年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| (資産の部)          |                   | (負債の部)          |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>11,186,057</b> | <b>流動負債</b>     | <b>3,116,392</b>  |
| 現金及び預金          | 4,720,057         | 支払手形            | 1,008,018         |
| 売掛金             | 159,571           | 買掛金             | 688,560           |
| 商成品             | 5,484,319         | リース債務           | 197,424           |
| 貯蔵品             | 2,165             | 未払金             | 596,485           |
| 前渡金             | 813               | 未払費用            | 240,868           |
| 前払費用            | 196,624           | 未払法人税等          | 129,295           |
| 繰延税金資産          | 101,648           | 前受金             | 4,936             |
| 営業未収入金          | 449,695           | 預り金             | 82,738            |
| その他の            | 72,047            | 前受収益            | 6,501             |
| 貸倒引当金           | △1,184            | 賞与引当金           | 41,284            |
| <b>固定資産</b>     | <b>4,718,841</b>  | ポイント引当金         | 50,663            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,788,756</b>  | 資産除去債務          | 8,475             |
| 建物              | 774,214           | その他の            | 61,138            |
| 構築物             | 24,000            | <b>固定負債</b>     | <b>1,154,459</b>  |
| 車両運搬具           | 12,749            | リース債務           | 319,853           |
| 器具及び備品          | 42,710            | 役員退職慰労引当金       | 231,839           |
| 土地              | 1,504,288         | 資産除去債務          | 334,947           |
| リース資産           | 430,792           | 長期預り保証金         | 158,258           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>77,490</b>     | その他の            | 109,560           |
| ソフトウェア          | 25,594            | <b>負債合計</b>     | <b>4,270,851</b>  |
| その他の            | 31,863            | (純資産の部)         |                   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,852,593</b>  | <b>株主資本</b>     | <b>11,599,033</b> |
| 投資有価証券          | 104,434           | 資本金             | 2,375,850         |
| 出資金             | 100               | 資本剰余金           | 56,080            |
| 長期前払費用          | 60,637            | その他資本剰余金        | 56,080            |
| 繰延税金資産          | 60,357            | <b>利益剰余金</b>    | <b>9,167,968</b>  |
| 差入保証金           | 1,623,225         | 利益準備金           | 145,964           |
| その他の            | 3,839             | その他利益剰余金        | 9,022,004         |
| <b>資産合計</b>     | <b>15,904,898</b> | 別途積立金           | 8,390,000         |
|                 |                   | 繰越利益剰余金         | 632,004           |
|                 |                   | <b>自己株式</b>     | <b>△865</b>       |
|                 |                   | 評価・換算差額等        | 35,013            |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金    | 35,013            |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>    | <b>11,634,046</b> |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b> | <b>15,904,898</b> |

## 損 益 計 算 書

(平成28年7月1日から  
平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                          | 金 額     | 額                 |
|------------------------------|---------|-------------------|
| 売 上 高                        |         | 21,387,237        |
| 売 上 原 価                      |         | 8,118,607         |
| <b>売 上 総 利 益</b>             |         | <b>13,268,630</b> |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費          |         | 13,272,787        |
| <b>営 業 損 失 ( △ )</b>         |         | <b>△4,157</b>     |
| 営 業 外 収 益                    |         |                   |
| 受 取 利 息                      | 909     |                   |
| 受 取 配 当 金                    | 1,865   |                   |
| 協 賛 金 収 入                    | 6,982   |                   |
| 受 取 手 数 料                    | 6,494   |                   |
| そ の 他                        | 5,055   | 21,306            |
| 営 業 外 費 用                    |         |                   |
| 支 払 利 息                      | 10,409  |                   |
| そ の 他                        | 1,185   | 11,595            |
| <b>経 常 利 益</b>               |         | <b>5,554</b>      |
| 特 別 利 益                      |         |                   |
| 固 定 資 産 売 却 益                | 829     |                   |
| 受 取 補 償 金                    | 13,423  | 16,352            |
| 特 別 損 失                      |         |                   |
| 固 定 資 産 除 却 損                | 8,553   |                   |
| 減 損 損 失                      | 288,831 |                   |
| 店 舗 閉 鎖 損 失                  | 21,955  | 319,362           |
| <b>税 引 前 当 期 純 損 失 ( △ )</b> |         | <b>△297,455</b>   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税        | 140,560 |                   |
| 法 人 税 等 調 整 額                | 82,194  | 222,755           |
| <b>当 期 純 損 失 ( △ )</b>       |         | <b>△520,211</b>   |

## 株主資本等変動計算書

(平成28年7月1日から  
平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |               |            |           |                              |               | 自 己 株 式    | 株 主 資 本 計 合 |
|-------------------------|-----------|---------------|------------|-----------|------------------------------|---------------|------------|-------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剩 余 金     |            | 利 益 剩 余 金 |                              |               |            |             |
|                         |           | そ<br>の<br>資 本 | の<br>剩 余 金 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剩 余 金<br>別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剩 余 金 |            |             |
| 当 期 首 残 高               | 2,375,850 | 56,080        | 137,555    | 8,390,000 | 1,244,718                    | △771          | 12,203,432 |             |
| 当 期 変 動 額               |           |               |            |           |                              |               |            |             |
| 剩 余 金 の 配 当             |           |               |            |           | △84,093                      |               | △84,093    |             |
| 利 益 準 備 金 の 積 立         |           |               | 8,409      |           | △8,409                       |               | —          |             |
| 当 期 純 損 失               |           |               |            |           | △520,211                     |               | △520,211   |             |
| 自 己 株 式 の 取 得           |           |               |            |           |                              | △94           | △94        |             |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |               |            |           |                              |               |            |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —         | —             | 8,409      | —         | △612,714                     | △94           | △604,399   |             |
| 当 期 末 残 高               | 2,375,850 | 56,080        | 145,964    | 8,390,000 | 632,004                      | △865          | 11,599,033 |             |

|                         | 評 価 ・ 換 算 等<br>差 額       | 純 資 産 合 計  |
|-------------------------|--------------------------|------------|
|                         | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 |            |
| 当 期 首 残 高               | 2,715                    | 12,206,148 |
| 当 期 変 動 額               |                          |            |
| 剩 余 金 の 配 当             |                          | △84,093    |
| 利 益 準 備 金 の 積 立         |                          | —          |
| 当 期 純 損 失               |                          | △520,211   |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                          | △94        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 32,297                   | 32,297     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 32,297                   | △572,101   |
| 当 期 末 残 高               | 35,013                   | 11,634,046 |

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

移動平均法による原価法を採用しております。

・時価のないもの

#### ② たな卸資産

商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物（建物附属設備を含む） 2年～50年

#### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は自社利用ソフトウェア5年であります。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

均等償却しております。

#### ④ 長期前払費用

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、翌事業年度支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### ③ ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度に基づき顧客に付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。



- ④ 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「雇用支援納付金」は、営業外費用の総額の100分の10以下であるため、当事業年度から「その他」に含めて表示しております。

## 3. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

## 4. 貸借対照表に関する注記

資産に係る減価償却累計額を直接控除した各資産の資産項目別の減価償却累計額

|          |             |
|----------|-------------|
| ① 建物     | 1,473,264千円 |
| ② 構築物    | 201,124千円   |
| ③ 車両運搬具  | 17,754千円    |
| ④ 器具及び備品 | 276,720千円   |
| ⑤ リース資産  | 656,516千円   |

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 4,205,000株  | 一株         | 一株         | 4,205,000株 |

### (2) 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 310株        | 54株        | 一株         | 364株       |

(注) 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

### (3) 事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------|----------|-------------|------------|
| 平成28年9月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 42,046千円 | 10.00円   | 平成28年6月30日  | 平成28年9月29日 |
| 平成29年2月8日<br>取締役会    | 普通株式  | 42,046千円 | 10.00円   | 平成28年12月31日 | 平成29年3月1日  |

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|----------|----------|------------|------------|
| 平成29年9月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 42,046千円 | 10.00円   | 平成29年6月30日 | 平成29年9月28日 |

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産) 流動

|           |          |
|-----------|----------|
| 賞与引当金     | 12,715千円 |
| 未払事業税     | 19,056   |
| 未払事業所税    | 8,739    |
| ポイント引当金   | 15,604   |
| 未払費用      | 7,933    |
| たな卸資産     | 21,161   |
| 資産除去債務    | 2,610    |
| 確定拠出年金掛金  | 1,892    |
| 税務上の繰越欠損金 | 11,238   |
| その他       | 1,213    |
| 計         | 102,166  |

(繰延税金負債) 流動

|       |        |
|-------|--------|
| 建設協力金 | △517千円 |
| 計     | △517   |

(繰延税金資産) 流動の純額

101,648千円

(繰延税金資産) 固定

|            |          |
|------------|----------|
| 減価償却超過額    | 8,737千円  |
| 役員退職慰労引当金  | 70,942   |
| 一括償却資産     | 5,694    |
| 退職時支給未払退職金 | 33,533   |
| 減損損失累計額    | 221,923  |
| 繰延資産       | 2,946    |
| 投資有価証券     | 7,234    |
| ソフトウエア     | 234      |
| 資産除去債務     | 102,519  |
| リース資産      | 23,723   |
| その他        | 2,322    |
| 計          | 479,812  |
| 評価性引当額     | △373,688 |
| 計          | 106,143  |

(繰延税金負債) 固定

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 建設協力金           | △1,006千円 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △37,406  |
| その他有価証券評価差額金    | △7,372   |
| 計               | △45,785  |

(繰延税金資産) 固定の純額

60,357千円

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

|                           |             |
|---------------------------|-------------|
| (1) 事業年度の末日における取得原価相当額    | 126,932千円   |
| (2) 事業年度の末日における減価償却累計額相当額 | 116,021千円   |
| (3) 事業年度の末日における未経過リース料相当額 | 23,847千円    |
| (4) 上記のほか、当該リース物件に係る重要な事項 | 該当事項はありません。 |

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し運用しており、また、資金調達については短期的な運転資金を銀行借入に限定し調達する方針であります。

なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|              | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額     |
|--------------|-----------|-----------|---------|
| ① 現金及び預金     | 4,720,057 | 4,720,057 | —       |
| ② 受取手形 (※)   | 296       | 296       | —       |
| ③ 売掛金 (※)    | 159,268   | 159,268   | —       |
| ④ 営業未収入金 (※) | 448,840   | 448,840   | —       |
| ⑤ 投資有価証券     |           |           |         |
| その他有価証券      | 101,934   | 101,934   | —       |
| ⑥ 差入保証金      | 1,623,225 | 1,601,631 | △21,593 |
| 資産計          | 7,053,623 | 7,032,029 | △21,593 |
| ① 支払手形       | 1,008,018 | 1,008,018 | —       |
| ② 買掛金        | 688,560   | 688,560   | —       |
| ③ 未払金        | 596,485   | 596,485   | —       |
| ④ 未払法人税等     | 129,295   | 129,295   | —       |
| ⑤ リース債務      | 517,278   | 519,983   | 2,704   |
| ⑥ 長期預り保証金    | 158,258   | 138,116   | △20,141 |
| 負債計          | 3,097,897 | 3,080,460 | △17,437 |

(※) 貸借対照表計上額は、受取手形、売掛金及び営業未収入金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

- ① 現金及び預金、② 受取手形、③ 売掛金、④ 営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- ⑤ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

- ⑥ 差入保証金

差入保証金の時価の算定は、対象の将来キャッシュ・フローが発生すると予想される期間ごとに区分を行い、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

- ① 支払手形、② 買掛金、③ 未払金、④ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- ⑤ リース債務

リース債務の時価の算定は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- ⑥ 長期預り保証金

長期預り保証金の時価の算定は、対象の将来キャッシュ・フローが発生すると予想される期間ごとに区分を行い、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当社の信用リスクに相当する部分を調整した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額2,500千円)は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産 ⑤ 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

## 9. 賃貸等不動産に関する注記

- (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、愛知県及びその他の地域において、賃貸用のオフィスビル及び店舗等を所有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は20,635千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であり、減損損失は1,625千円、固定資産除却損は404千円であります。

- (2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

| 貸借対照表計上額  |          |          | 当事業年度末の時価 |
|-----------|----------|----------|-----------|
| 当事業年度期首残高 | 当事業年度増減額 | 当事業年度末残高 |           |
| 609,845   | △7,356   | 602,489  | 592,366   |

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当事業年度の主な減少額は、減価償却費(6,092千円)減損損失(1,625千円)及び固定資産除却損(404千円)であります。

(注3) 当事業年度末の時価は、主な物件については社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」に基づく金額、その他の物件については、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」第13項を適用し、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 2,766円96銭  
② 1株当たり当期純損失 △123円72銭

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年8月21日

藤久株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松村浩司 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 今泉誠 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、藤久株式会社の平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第57期事業年度の取締役の職務の遂行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年8月28日

|        |        |
|--------|--------|
| 藤久株式会社 | 監査役会   |
| 常勤監査役  | 尾関哲夫 ㊟ |
| 監査役    | 伊藤倫文 ㊟ |
| 監査役    | 林孝雄 ㊟  |
| 監査役    | 坂野郁夫 ㊟ |

(注) 監査役尾関哲夫、監査役伊藤倫文、監査役林孝雄及び監査役坂野郁夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当事業年度の期末配当につきましては、収益の状況や配当性向を総合的に勘案しまして、1株につき10円とさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額42,046,360円

なお、中間配当を含めました当事業年度の年間配当金は、1株につき20円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年9月28日

## 第2号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成20年9月26日開催の第48期定時株主総会において株主の皆様よりご承認を得て、当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に反すると判断される当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を導入いたしました。さらに、同対応策は、平成26年9月26日開催の第54期定時株主総会において株主の皆様よりご承認を得て、更新されております（当該2度目の更新後の当社の買収防衛策を、以下本議案において「旧プラン」といいます。）。

旧プランの有効期間は、平成29年6月期に関する定時株主総会の終結の時までであり、本定時株主総会の終結の時をもって満了いたしますが、当社は、平成29年8月10日開催の取締役会において、当社取締役全員の賛成により、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧プランを下記のとおり修正して更新することを決定いたしました（当該3度目の更新後の当社の買収防衛策を、以下本議案において「本プラン」といいます。）。

そこで、本議案は、本プランについて株主の皆様のご意思を適切に反映させるため、出席株主の皆様のご議決権の過半数の賛成をもってご承認をお願いするものであります。

なお、本プランは、旧プランに形式的な文言等の修正を行っておりますが、内容を実質的に変更している箇所はございません。

### 記

#### I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。公開会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量買付行為（下記Ⅲ 2. (3) ①で定義されます。以下同じとします。）があった場合、これに応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近時わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為を強行する動きが見受けられます。こうした大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が当

該行為に係る提案内容や対象会社の取締役会からの代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、さらに対象会社の取締役会が大量買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために大量買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社といたしましては、このような当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の向上に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えており、このような者が現れた場合には、必要かつ相当な対抗手段を講じることが、必要であると考えます。

## II 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、上記 I の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

この取組みは、下記1.の当社の企業価値の源泉を十分に理解したうえで策定されており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるべく十分に検討されたものであります。したがって、この取組みは、上記 I の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

### 1. 企業価値の源泉について

当社は、昭和36年に設立され、自社で独自に商品企画した絹糸類の手芸小売店または手芸問屋への卸販売を主要業務としておりました。その後、レース糸等の企画・開発を通じて手芸関連全般へと取扱品目を拡大し、販売形態につきましても手芸専門店及び生活雑貨専門店のチェーン展開、専門カタログ及びインターネットによる通信販売へと事業拡大を推し進めてまいりました。また、当社の経営理念「信用」を基礎とし、お客様、お取引先様、株主様、従業員及び地域社会のいずれからも信用され、その信用を維持することを通じて手芸業界の発展に貢献してまいりました。

当社における企業価値の源泉は、以下の取組みによるものであります。

#### ① 自社企画商品開発

毛糸、手芸用品、生地、和洋裁服飾品の商品群においては、顧客ニーズの把握と新たな創出を可能とする自社企画による開発を通じて、差別化された商品の提供を可能にしております。

## ②全国に配置された店舗網

当社の店舗展開は、主に毛糸、手芸用品、生地、和洋裁服飾品、衣料品及び生活雑貨を取扱い、路面店舗及び商業施設へのインショップ型店舗として、「クラフトハートトーカイ」等の手芸専門店を全都道府県に配置するほか、生活雑貨専門店「サントレーム」の店舗展開も図っており、地域社会に密着した着実な営業展開に取り組んでおります。

## ③販売委託制オーナーシステム

当社の店舗展開においては、販売委託制オーナーシステムを導入し、出店地域在住の加盟者との共存共栄体制による地域密着型店舗販売業務を実現しております。

## ④物流システム

EOS（電子式補充発注システム）オンラインシステムにより、店舗・お取引先様・本社・物流センター（外部委託業者）のネットワークを形成する当社独自の物流システムを構築し、運用しております。

## ⑤Web-EDIシステム

店舗仕入先との受発注データの情報処理に加えて、商品情報や店舗情報等の業務を統合したWeb-EDIシステムを構築し、インターネット上のWebサイトを利用することで柔軟性・拡張性に優れたITシステムを運用しております。

そして、これらの企業価値の源泉を支えるのは、高付加価値を醸成する商品調達や商品企画・開発、店舗開発、ストアオペレーションの従事者及び手芸専門講師等のほか、オーナーシステム店舗オーナー等の人材であります。

## 2. 企業価値向上への取組みについて

当社は、創立当時から多様な手芸用品を中心とした「ヒト」と「モノ」との関係を常に探求しております。手芸・クラフトによる、学ぶ・作る・身につける・飾る・贈るというライフスタイルを重視した心豊かな暮らしとともに、全国店舗展開による地域社会への貢献に取り組んでおります。

当社は、以下の中期経営戦略のもと、一層の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保・向上にまい進していく所存であります。

### 中期経営戦略

#### <販売>

- ①「教えること」を中心とした施策で市場の拡大を図る
- ②「ビーズスタジオ」業態の確立
- ③店舗とECの相乗効果を図る

<商品>

- ①独創的商品企画の探究
- ②在庫回転率の向上

<設備投資>

- ①既存店舗の設備投資に重点を置く

<人事>

- ①従業員の育成を図る

### 3. コーポレート・ガバナンスの取組みについて

#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念「信用」、経営理念の実現に向け定めた「藤久の行動規範」に則り、コンプライアンスの重要性を認識することはもとより、本来の事業を通じて広く社会に貢献し、企業価値を継続的に向上させることが、重要な経営課題であると認識しております。

#### ②会社の機関の内容

当社は、月1回開催する取締役会による経営に関する重要事項の決定と各部門の業務執行の監督、月1回の定例開催に加え、随時必要に応じて開催する幹部会による情報の共有化、意思決定の迅速化を図っております。定例開催の幹部会には、社外取締役2名及び常勤監査役も出席しております。監査役につきましては4名全員を社外監査役とし、より独立した立場から取締役の意思決定及び職務執行を監視できる体制を整えております。

当社は、社外取締役2名及び社外監査役1名を独立社外役員としております。社外役員につきましては、東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて作成した、当社における社外役員の独立性に関する基準をもとに選任しており、独立性の高い経営監視体制・監督体制が構築されていると考えております。

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現

(1) 企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に反する株券等の大量買付行為の存在

以上のとおり、当社においては、企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく、突如として株券等の大量買付行為を強行するといった動きも見受けられないわけではありません。

もとより株券等の大量買付行為は、たとえそれが対象となる会社の経営陣の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて対象会社の株券等を高値で会社関係者等に買い取らせる目的で行うものなど、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白な、いわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

また、当社は、前述のとおり、長年築いてきたお客様との信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の中長期的な企業価値を向上させ、株主の皆様の利益につながるものであることを確信しております。当社株券等の大量買付者（下記2. (3) ①で定義されます。以下同じとします。）がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させる者でなければ、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益は著しく害されることとなります。

(2) 本プラン更新の必要性

当社の株券等は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様に自由に取引いただいております。したがって、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであります。

当社としては、上記(1)のような状況下でかかる大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様にご判断いただき、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十



分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社取締役会は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、旧プランに所要の修正を加えたうえで、以下のとおり本プランとして更新することを決定いたしました。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めております。

当社の株主の状況について、平成29年6月30日現在において当社の把握する限り、当社役員及びその関係者による当社株式の保有比率が約40%となっており、当社にとって比較的安定的な構成となっております（旧プランの更新時よりも当社役員及びその関係者による当社株式の保有比率が増加しておりますが、これは平成27年10月に実施した自己株式の消却により発行済株式総数が減少したためであり、当社役員及びその関係者の保有株式数および議決権比率に関して大きな変動はありません）。しかしながら、本株主総会招集ご通知7ページ「会社の株式に関する事項（平成29年6月30日現在）」のとおり、当社の株券等は、その約3分の2は個人株主の皆様により保有されておりますので、当然のことながら流動性があります。現時点において比較的安定的な株主構成とはいえ、当社役員及びその関係者が各々の事情によりその保有する当社の株券等の譲渡もしくは処分を行い、また、個人の大株主の中には高齢者もおり、今後相続等により当社の株券等の譲渡もしくは処分等を行うなど、流動的な株券等の数が増大する可能性を常に有しているといえます。さらに、新規出店に係る設備投資や情報設備投資等に伴って資金調達が必要になる可能性もあります。かかる資金調達の手段としては、資本市場における資金調達も一つの選択肢として考えられ、これを実施する場合には当社役員及びその関係者の保有比率はさらに低下する可能性があります。このように、当社役員及びその関係者の保有比率が大きく低下し、当社の株券等の流動性が高まることにより、より多くの株主・投資家の皆様に当社の株券等を保有していただく機会が増加することになりますが、その反面、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に反する大量買付行為が行われるおそれが高まることも否定できないと考えております。

なお、現時点において、当社に対し大量買付行為が行われている事実はありません。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うに当たり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものと判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

### (2) 本プランの更新手続—本定時株主総会における承認

旧プランは、平成20年9月26日開催の第48期定時株主総会による承認を受けて設定された当社現行定款第17条に基づき、平成26年9月26日開催の第54期定時株主総会による承認を得たものでありますが、本プランの更新についても、株主の皆様のご意思を適切に反映するため、同条の規定に基づき、本定時株主総会における決議によるご承認をお願いするものであります。

### (3) 本プランの発動に係る手続

#### ①対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社の株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為の結果、

- i. 当社の株券等<sup>1</sup>の保有者<sup>2</sup>が保有<sup>3</sup>する当社の株券等に係る株券等保有割合<sup>4</sup>の合計
- ii. 当社の株券等<sup>5</sup>の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為を行う者が所有<sup>6</sup>しまたは所有することとなる当社の株券等及びその者の特別関係者<sup>7</sup>が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合<sup>8</sup>の合計

のいずれかが、20%以上となる者（以下「特定株式保有者」といいます。）による当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けもしくはこれらに類似する行為またはその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいいます。以下同じとします。
4. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。
5. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下 ii において同じとします。
6. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいいます。以下同じとします。
7. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
8. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

## ②本プランの開示及び大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランについて株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定める諸規則に基づき適時開示を行うとともに、当社のホームページ（<http://www.fujikyucorp.co.jp/>）に本プランを掲載しました。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む買付提案書を提出していただきます。

なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを下記④に定める独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途要求する追加の情報を、大量買付者から日本語で提供していただきます（ただし、当社取締役会

は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容及び性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。)。かかる追加情報提供の要求は、上記買付提案書受領後またはその後の追加情報受領後10営業日以内に行うこととします。

- i. 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、及び当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
- ii. 大量買付者及びそのグループが現に保有する当社の株券等の数、並びに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- iii. 大量買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。））を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）、方法及び内容（大量買付行為による取得を予定する当社の株券等の種類及び数、大量買付行為の対価の額及び種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性並びに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。）
- iv. 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。）の概要
- v. 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- vi. 大量買付行為後の当社グループの経営方針、経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。）
- vii. 大量買付行為後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- viii. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針

- ix. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連性が存在する場合にはその内容
- x. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実について、また、買付提案書または追加情報を受領した場合はその受領の事実について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行います。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様の判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様へ情報開示を行います。

### ③当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書に記載される本必要情報につき、株主の皆様へ買収の是非を適切にご判断いただき、当社取締役会の評価・検討等を行うために必要な水準を満たすものであると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）、その旨並びに下記の取締役会評価期間の始期及び終期について、速やかに大量買付者及び独立委員会に通知し、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社のすべての株券等の買付けの場合）または90日以内（その他の大量買付行為の場合）（かかる60日以内または90日以内の期間を、以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らないこと等、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動に関する決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（当初の取締役会評価期間の満了日の翌日から起算します。）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要と

される理由について、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記⑦に定める不発動決定通知を受領した場合、大量買付者は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

#### ④独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、並びに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

なお、本プラン更新時の独立委員会の委員は、社外監査役4名により構成される予定であり、現時点で選任が予定されている委員の氏名及び略歴は、別紙1「独立委員会委員の氏名及び略歴」とおりであります。独立委員会規則の概要は、別紙2「独立委員会規則の概要」とおりであります。また、独立委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。

#### ⑤対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するに当たっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得たうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得たうえで、当社取締役全員の一致により発動の決議をすることとします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、当該大量買付者及び当該大量買付行為の具体的内容並びに当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等したうえで、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

#### ⑥対抗措置の発動の条件

##### i. 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまたは行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることとします。

##### ii. 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役会評価期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、

原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

- (i) 高値買取要求を狙う買収である場合
- (ii) 重要な資産・技術情報等を廉価に取得するなど、会社の犠牲のもとに大量買付者の利益実現を狙う買収である場合
- (iii) 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- (iv) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- (v) 当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切な買収である場合
- (vi) 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付けを行うなど、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
- (vii) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
- (viii) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
- (ix) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
  - a. 当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
  - b. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益が著しく害されることを回避することができないかまたはそのおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合

#### ⑦当社取締役会による対抗措置の発動・不発動に関する決定

当社取締役会は、上記⑥ i または ii のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重し、たうえで、対抗措置の発動または不発動に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決定を行った場合、速やかに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、大量買付者に通知（不発動の決定に



係る通知を、以下「不発動決定通知」といいます。)し、株主の皆様は情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過後または当社取締役会から不発動決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

#### ⑧当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を発動すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合等、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問したうえで再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または中止に関する決定を行うことができます。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、速やかに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、大量買付者に通知し、株主の皆様は情報開示を行います。

#### (4) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙3「新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して、1株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の当社普通株式が交付されます。なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場合に、当該本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行います。

ただし、特定株式保有者及びその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件のもとで特定株式保有者及びその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件のもとで本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

上記(1)に記載のとおり、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の

対抗措置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。

#### (5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から平成32年6月期に関する当社定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を踏まえ、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。なお、本プランは平成29年8月10日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的な考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示します。

また、平成32年6月期に関する当社定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行ったうえで、本プランの継続、更新の可否または新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

### 3. 株主及び投資家の皆様への影響

#### (1) 本プランの更新時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの更新時点においては、対抗措置自体は発動されませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

#### (2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主及び投資家の皆様にご与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)②に記載の手続

により、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社普通株式を受領することとなり、その保有する株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止または無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主及び投資家の皆様にご与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、特定株式保有者及びその関係者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、特定株式保有者及びその関係者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果、株主の皆様が当社普通株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社普通株式が記録されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分について、譲渡による投下資本の回収がその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

(4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続等

①本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除きます。）等の必要事項並びに株主自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれ

らの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の当社普通株式が交付されることとなります。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご留意ください。

#### ②当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項ごとに、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施したうえで、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。

なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者またはその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法及び当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が当社取締役会において決定された後、株主の皆様へ開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

#### IV 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

当社取締役会は、以下の理由により、本プランが、上記 I の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

##### 1. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の

趣旨に合致したものです。

なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

## 2. 企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として更新されていること

本プランは、上記Ⅲに記載のとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に関する提案に応じるべきか否かを株主の皆様にご判断いただき、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として更新されるものです。

## 3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、更新に当たり株主の皆様的心思を適切に反映させる機会を確保するため、本定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただくことを条件として更新されます。上記Ⅲ 2. (2)に記載のとおり、本定時株主総会において本議案をお諮りし、本議案が承認されない場合、本プランは更新されません。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

## 4. 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、上記Ⅲ 2. (3) ④に記載のとおり、本プランの更新に当たり、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置しています。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様にご情報開示を行うこととされており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組

みが確保されております。

5. 合理的な客観的要件を設定していること

本プランは、上記Ⅲ 2. (3)に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

6. 独立した地位にある第三者専門家の助言を取得できること

本プランは、上記Ⅲ 2. (3) ③及び⑤に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会及び独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会及び独立委員会による判断の公正性及び合理性がより強く担保される仕組みが確保されております。

7. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 2. (5)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は取締役の任期を2年としており、期差任期制度を採用していないため、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

以 上

(別紙1)

独立委員会委員の氏名及び略歴

本プラン更新当初の独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

尾関 哲夫（おぜき てつお）

略歴：昭和24年10月9日生

昭和49年4月 ソニーサービス株式会社（現ソニーマーケティング株式会社）入社

平成18年7月 トヨセット株式会社入社

平成19年1月 同社総務部長

平成20年1月 株式会社アイビス監査役

平成21年3月 税理士登録

平成23年9月 当社監査役

平成23年9月 当社独立委員会委員（現任）

平成24年9月 当社常勤監査役（現任）

尾関哲夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

伊藤 倫文（いとう みちふみ）

略歴：昭和36年3月25日生

昭和63年4月 弁護士登録

昭和63年4月 伊藤典男法律事務所入所

平成6年9月 当社監査役（現任）

平成12年4月 伊藤倫文法律事務所所長（現在に至る）

平成20年9月 当社独立委員会委員（現任）

伊藤倫文氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

林 孝雄（はやし たかお）

略歴：昭和21年3月2日生

昭和39年4月 株式会社東海銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行

平成5年11月 同行鈴鹿支店長

平成8年2月 同行野並支店長

平成11年6月 ササヤ株式会社取締役副社長

平成18年10月 株式会社アットイン監査役

平成21年9月 株式会社テックハヤシ常務取締役

平成23年9月 当社監査役（現任）

平成23年9月 当社独立委員会委員（現任）

林孝雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

坂野 郁夫（ばんの いくお）

略歴：昭和27年3月20日生

昭和49年4月 ブラザー工業株式会社入社

平成4年11月 ブラザー販売株式会社入社

平成13年7月 同社DSM事業部長

平成15年6月 同社取締役DSM事業部、人事総務部担当

平成19年1月 同社取締役人事総務部担当

平成20年6月 同社取締役産業機器事業部、工業ミシン事業部、人事総務部担当

平成21年4月 同社取締役人事総務部担当

平成21年6月 株式会社エクシング常勤監査役

平成24年9月 当社監査役（現任）

平成25年6月 株式会社プロトコーポレーション社外監査役

平成26年9月 当社独立委員会委員（現任）

坂野郁夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

以 上



(別紙2)

## 独立委員会規則の概要

- 第1条 当社は、当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策、以下「本プラン」という。)の導入・更新に伴い、独立委員会を設置する。独立委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性及び中立性の確保に資することを目的とする。
- 第2条 独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、以下の条件を満たした者の中から選任する。選任された委員は、就任に当たり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結する。
- ① 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社(以下併せて「当社等」という。)の取締役(社外取締役は除く。以下同じ。)または監査役(社外監査役は除く。以下同じ。)等となったことがない者
  - ② 現在または過去における当社等の取締役または監査役等の一定範囲の親族でない者
  - ③ 当社等と現に取引のある金融機関において、過去3年間取締役または監査役等となったことがない者
  - ④ 当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先において、過去3年間取締役または監査役等でない者
  - ⑤ 当社等との取引先ではなく、当社等との間に特別の利害関係のない者
  - ⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等(実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者)
- 2 委員の選任及び解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。

- 3 委員の任期は、第1項第2文に定める契約に別段の定めがない限り、平成29年6月期に関する定時株主総会の終結の時（ただし、本プランの期間中に選任された委員については、選任の時）から、平成32年6月期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

第3条 独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。

- ① 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
- ② 買付提案の内容が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するか否かの決定並びに対抗措置の発動または不発動
- ③ 対抗措置の中止
- ④ ①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
- ⑤ 本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ⑥ 取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

第4条 独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該委員を除いた委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

第5条 独立委員会は、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

第6条 取締役会は、その決議により、独立委員会を招集することができる。

第7条 取締役会は、独立委員会が審議を行うに当たって必要であると認める場合には、取締役1名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。

第8条 独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由及びその根拠を説明しなければならない。

以 上

(別紙3)

## 新株予約権の要項

### 1. 割当対象株主

本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

### 2. 発行する新株予約権の総数

割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。

### 3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。

### 4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

#### ① 新株予約権の目的である株式の種類

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

#### ② 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株以下で当社取締役会が定める数とする。

ただし、第5項により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。

### 5. 新株予約権の目的である株式の数の調整

① 当社が、割当期日後、当社株式の分割もしくは併合または合併もしくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。

② 対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨及びその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数及びその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知または定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに上記の通知または公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の払込金額  
無償とする。

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。

8. 新株予約権の行使期間  
本新株予約権無償割当て決議において定める日を初日（以下「行使期間開始日」という。）とし、本新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただし、第10項に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知または公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

9. 新株予約権の行使の条件

① 本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。

a. 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為の結果、

I 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計

II 当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為を行う者が所有しまたは所有することとなる当社の株券等及びその者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計

のいずれかが、20%以上となる者をいう。

b. a. Iにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。a. IIにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。

c. 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。

d. 「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。

e. 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。

f. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいう。

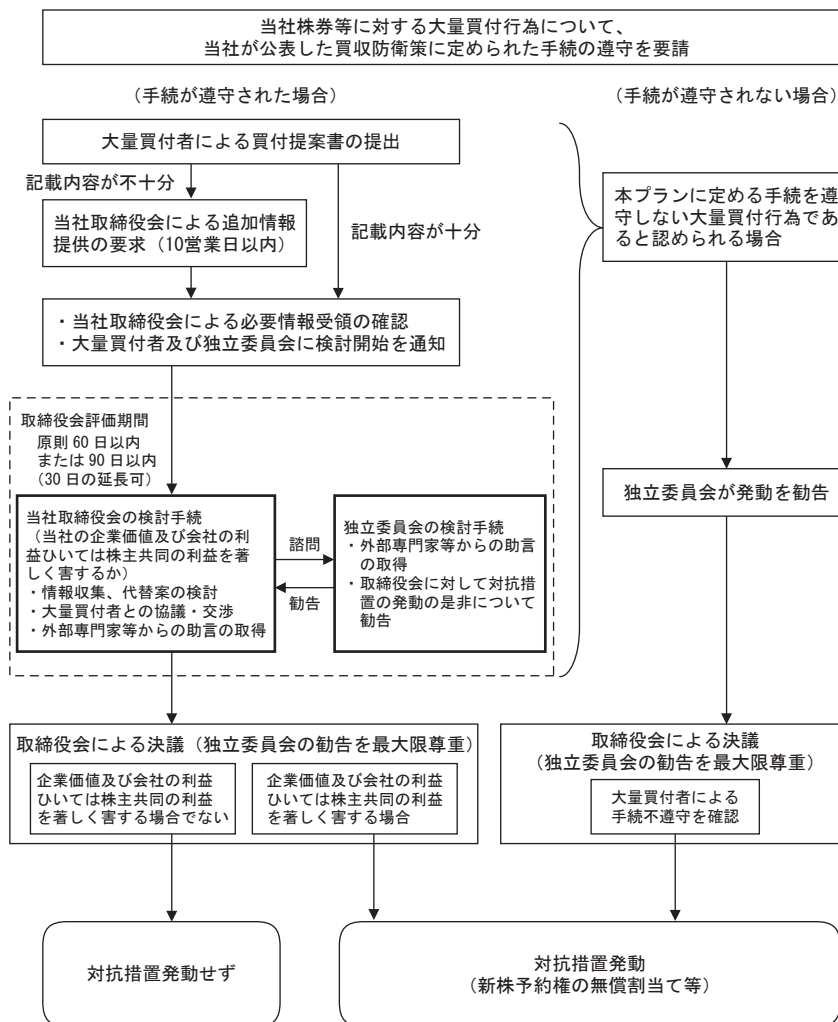
- g. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
  - h. 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。
- ② 以下に定める者は新株予約権を行使することができない。  
特定株式保有者、その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、もしくはその特別関係者またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配されもしくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者（ただし、その者が当社の株券等を取得または保有することが当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害さないと当社取締役会が認めた者は、これに該当しないこととする。）
  - ③ 上記②の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。
  - ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
10. 当社による新株予約権の取得
- ① 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日）の翌日以降行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。
  - ② 当社は、第8項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第9項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。
11. 新株予約権の行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使
- 当社が定める基準日後に、新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。

12. 新株予約権の譲渡に関する事項  
新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。
13. 合併、会社分割、株式交換または株式移転の場合における新株予約権の交付及びその条件  
本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。
14. 新株予約権証券の不発行  
新株予約権証券は、発行しない。
15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、本新株予約権無償割当て決議において定める額とする。
16. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法  
新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項並びに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法及びその関連法規（日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を第8項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。
17. 新株予約権行使の効力発生時期等  
新株予約権の行使の効力は、第16項の行使請求書及び添付書類が払込取扱場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所に入金された時に生じるものとする。
18. 法令の改正等  
新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正または廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正または廃止の趣旨及び文言を勘案のうえ、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

以 上

(ご参考)

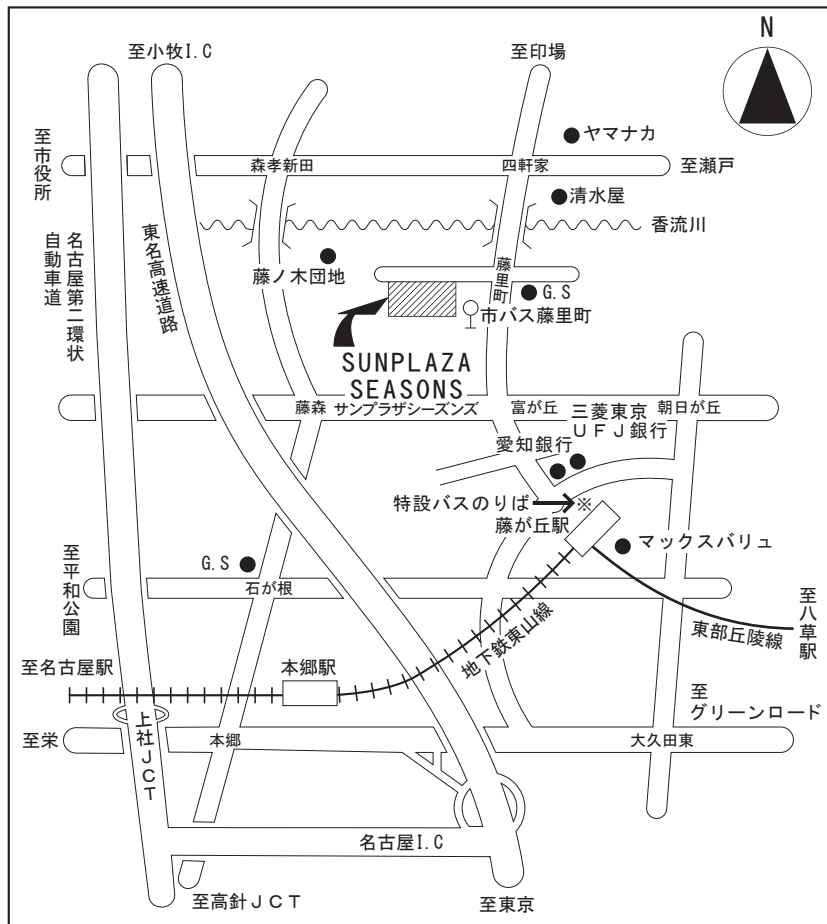
### 当社株券等の大量買付行為開始時のフローチャート



(注) 本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

以 上

## 定時株主総会会場ご案内図



- 会 場 名古屋市名東区藤里町1601番地  
 サンプラザシーズンズ2階 藤の間 電話(052)774-0211
- 交 通 地下鉄 東山線「藤が丘駅」下車約1.2km  
 市バス 地下鉄東山線「藤が丘駅」より本地住宅行「藤里町停留所」下車
- ※地下鉄藤が丘駅前-サンプラザシーズンズ間で無料シャトルバスが運行されて  
 おります。  
 地下鉄藤が丘駅下車（2番出口）、特設バスのりば（ドラッグストア『マツモト  
 キヨシ』前）より午前9時00分、9時20分、9時40分発をご利用ください。
- ※なお、当会場の駐車場台数には限りがございますので、できる限り公共交通機関  
 をご利用ください。